

就業規則への記載はもうお済みですか  
- 育児・介護休業等に関する規則の規定例 -



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモニン



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

## 「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク

# トモニン

厚生労働省では、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心と認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的気運を高めるため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク「トモニン」を作成しました。

仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業は、トモニンを活用して、企業の取組をアピールすることができます！



### 使用方法

「両立支援のひろば」(<https://www.ryouritsu.jp/>)に仕事と介護の両立支援の取組を登録してください。くわしい登録方法や使用方法は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/symbol.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/symbol.html)

### 活用例

- 労働者の募集・採用時に  
募集要項、会社案内、ホームページなどにトモニンを掲載し、企業の取組をアピール
- 顧客、消費者、取引先に  
商品、名刺などにトモニンを掲載し、企業のイメージアップを図る
- 自社の労働者の意識啓発に  
広報誌、ホームページ、社内報などにマークを掲載し、取組を紹介

# <目 次>

はじめに / 改正のポイント	1
I 就業規則における育児・介護休業等の取扱い	2
II 育児・介護休業等に関する規則の規定例	
第1章 目的	4
第1条	
第2章 育児休業制度	4
第2条～第5条	
第3章 介護休業制度	12
第6条～第9条	
第4章 子の看護休暇	18
第10条	
第5章 介護休暇	20
第11条	
第6章 所定外労働の免除	22
第12条	
第7章 時間外労働の制限	24
第13条	
第8章 深夜業の制限	26
第14条	
第9章 所定労働時間の短縮措置等	28
第15条～第16条	
第10章 その他の事項	34
第17条～第22条	
社内様式例	38
III 育児・介護休業等に関する労使協定の例	50
IV 育児・介護休業法における制度の概要	51